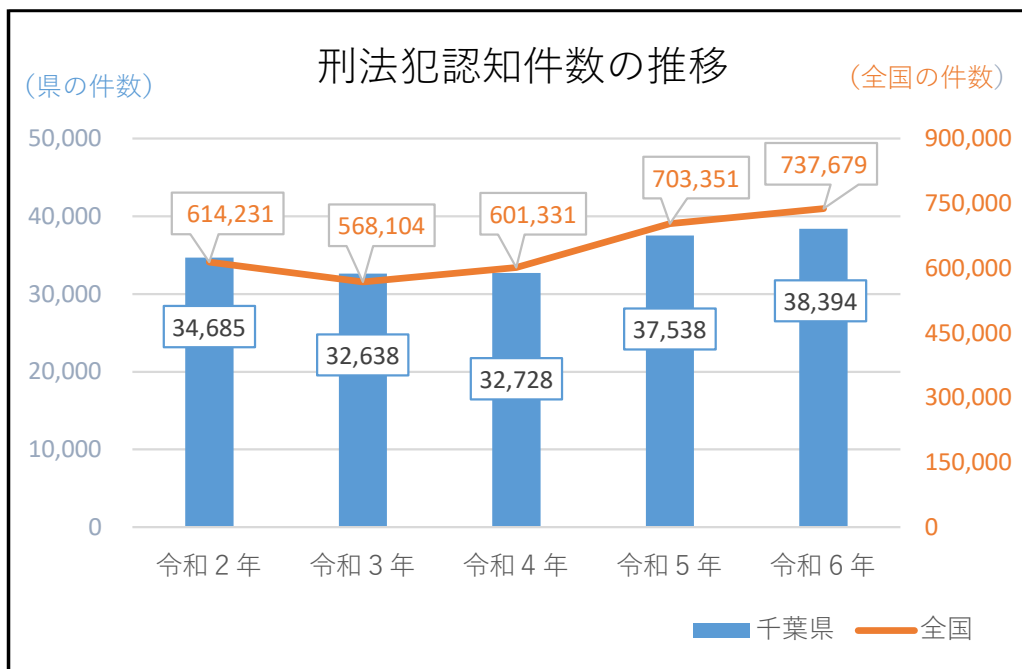


千葉県犯罪被害者等支援推進計画に 係る施策の実施状況について (令和6年度)

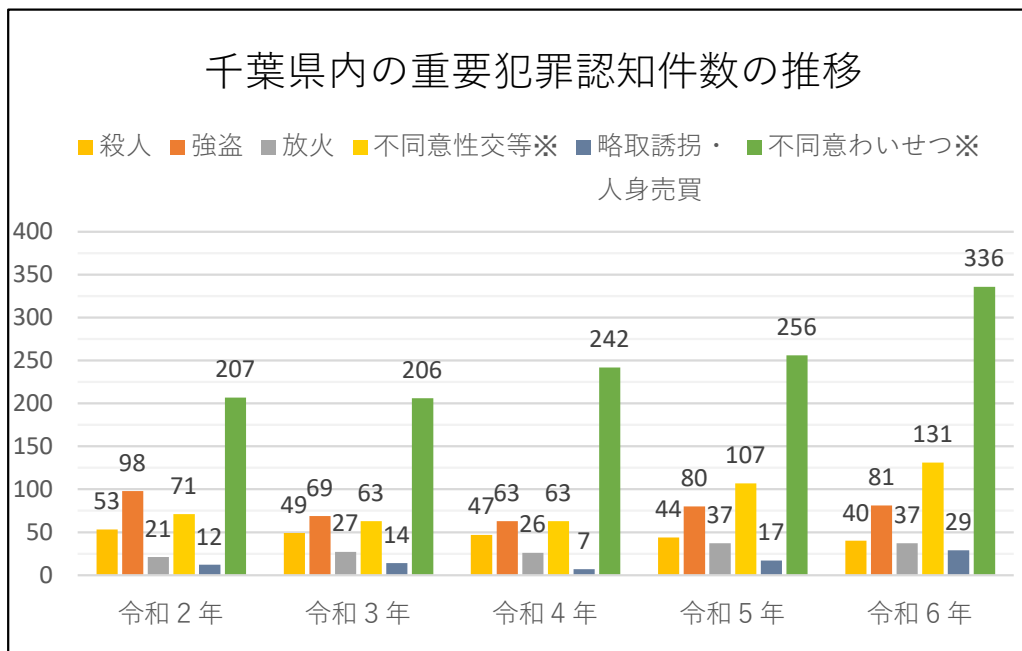
千葉県環境生活部
くらし安全推進課

1 犯罪の発生状況



	(件数)				
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
千葉県	34,685	32,638	32,728	37,538	38,394
全国	614,231	568,104	601,331	703,351	737,679
全国順位 (ワースト順位)	6位	6位	7位	6位	6位

令和 6 年と令和 5 年との比較
 千葉県 + 856 (増加した主な罪種) 窃盗犯 + 653、風俗犯 + 231
 全国 + 34,328 (増加した主な罪種) 窃盗犯 + 17,812、風俗犯 + 6,691
 「令和 6 年の犯罪情勢」警察庁長官官房 (令和 7 年 2 月) よりと
 窃盗犯：自転車盗及び万引きが増加
 風俗犯：性的姿態撮影等処罰法違反及び不同意わいせつが増加



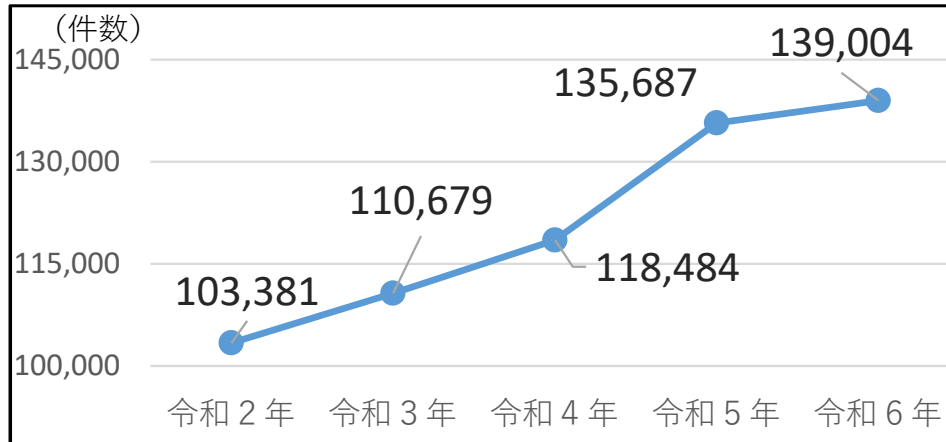
	(件数)				
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
殺人	53	49	47	44	40
強盗	98	69	63	80	81
放火	21	27	26	37	37
不同意性交等※	71	63	63	107	131
略取誘拐・人身売買	12	14	7	17	29
不同意わいせつ※	207	206	242	256	336

※令和 5 年 7 月 12 日以前は強制性交等及び強制わいせつ

2 相談状況

(1) 犯罪被害全般について

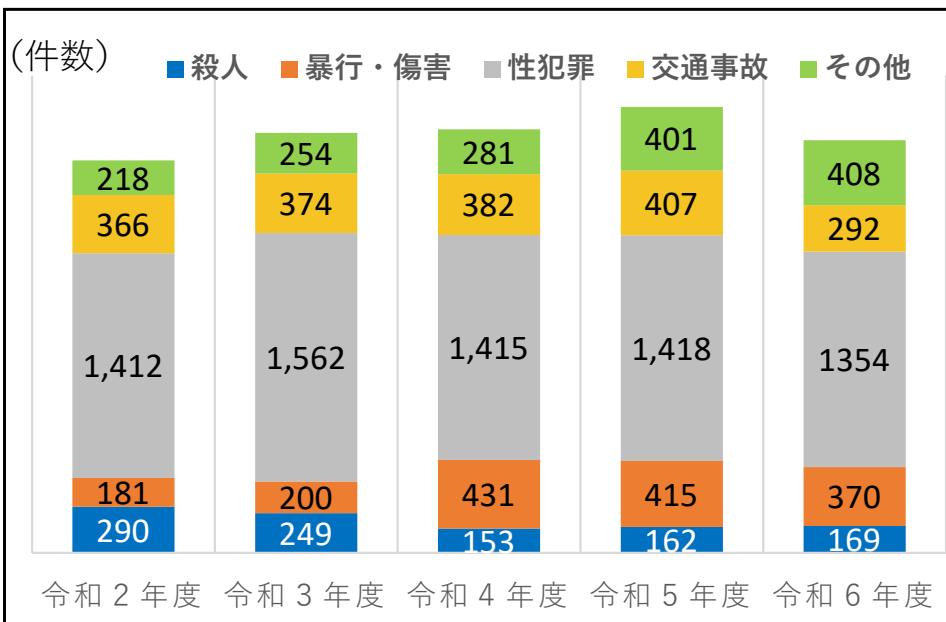
① 県警における警察相談の受理件数



(件数)

令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
103,381	110,679	118,484	135,687	139,004

② (公社) 千葉犯罪被害者支援センター (CVS) における犯罪被害の相談件数



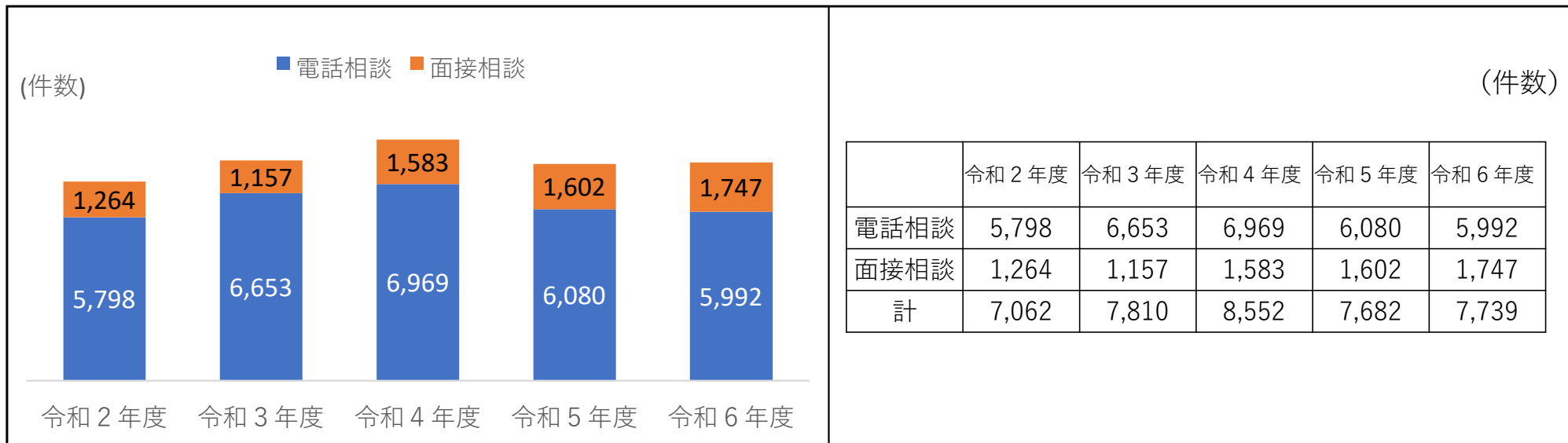
(件数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
殺人	290	249	153	162	169
暴行・傷害	181	200	431	415	370
性犯罪	1,412	1,562	1,415	1,418	1,354
交通事故	366	374	382	407	292
その他	218	254	281	401	408
計	2,467	2,639	2,662	2,803	2,593

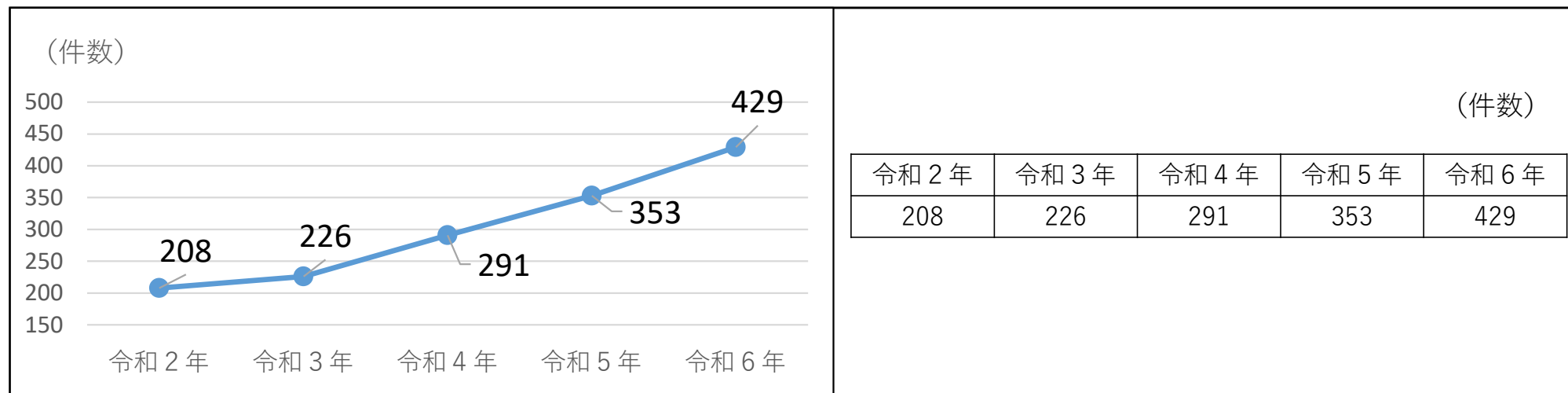
2 相談状況

(2) 性犯罪被害について

①性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談件数



②県警における性犯罪被害相談電話（# 8 1 0 3 ^{ハートさん}）の受理件数



3 計画に係る重点課題の実施状況

①事件直後から生活が一変する犯罪被害者等に対する迅速な支援の実施

重点課題	重点的な取組
事件直後から生活が一変する犯罪被害者等に対する迅速な支援の実施	犯罪被害者等に対する支援の充実及び犯罪被害者支援コーディネーターを中心とした、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等の関係機関との連携の強化
犯罪被害者等の状況に応じた支援を行うためには、県が実施する取組の充実に加え、国・市町村・民間支援団体・弁護士会等がそれぞれ実施する取組をつなげることが必要です。	犯罪被害者等が事件直後から抱える様々な負担に対する支援の充実に努めます。 また、「犯罪被害者支援コーディネーター」の役割の充実などにより、関係機関との連携を強化し、必要な支援につなげるよう、努めます。

◇主な施策の実施状況

令和6年度の実施内容

- 千葉県犯罪被害者等見舞金の支給
 - ・遺族見舞金 30万円（支給実績：10件）
 - ・重傷病見舞金 10万円（支給実績：13件）
（合計：430万円）
- 弁護士による無料法律相談（実績：19件）
- 犯罪被害者支援コーディネーター3名の配置
 - ・役割：関係機関との連携強化
市町村における総合的対応窓口の機能強化に向けた支援
無料法律相談の実施に係る調整
見舞金の支給に係る相談、申請受付

令和6年度の成果・課題

- 見舞金制度、無料法律相談について案内チラシ及び県ホームページにて周知を図った。
- 無料弁護士相談の実績は、県内の刑法犯認知件数からみると、利用件数が少なく、さらなる周知が必要。
- 犯罪被害者支援コーディネーター3名の配置を維持し、関係機関との連携を強化した。

令和7年度以降の取り組むべき施策

- 見舞金制度の着実な運用、申請手続の負担軽減
- 無料弁護士相談の周知強化
- 多機関ワンストップサービス体制の構築
- 犯罪被害者支援コーディネーターに社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者を配置
- 犯罪被害者等連携支援会議の設置

3 計画に係る重点課題の実施状況

②県内のどの市町村に住んでいても同様に受けられる犯罪被害者等支援の実施

重点課題	重点的な取組
県内のどの市町村に住んでいても同様に受けられる犯罪被害者等支援の実施	市町村に対する情報提供等の支援の充実
犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても同様の支援を受けられることが求められています。そのためには、様々な県民向けのサービスや窓口を持つ市町村の役割が重要です。	市町村に対して犯罪被害者等支援に取り組むための情報提供や人材育成等の支援の充実に努めます。

◇主な施策の実施状況

令和6年度の実施内容

- 市町村担当課長会議・相談担当者向け研修の実施
会議：5月17日（ZOOM開催）
参加市町村 **41団体** ※出席率約8割
研修：5月29日（千葉市文化センター）
参加市町村 **31団体** ※出席率約6割
- 犯罪被害者支援コーディネーターと県職員による市町村訪問 **30団体**
- 県内市町村の特化条例の制定
37団体（令和7年4月1日現在）

令和6年度の成果・課題

- 研修に出席した市町村の出席率は、令和5年度より1割程度改善した。研修会は、県・市町村職員と警察署職員との合同開催を継続。
- 特化条例制定を検討している団体を中心に市町村訪問を実施し、情報提供・収集、連携強化を図った。特化条例制定団体は令和6年4月1日時点と比べ、22団体増加した。

令和7年度以降の取り組むべき施策

- 会議・研修の内容、開催方法の工夫
- 関係機関と連携し、特化条例未制定団体を訪問して情報提供を行うなどの支援を継続

3 計画に係る重点課題の実施状況

③民間支援団体による安定的な犯罪被害者等支援の実施

重点課題	重点的な取組
民間支援団体による安定的な犯罪被害者等支援の実施 民間支援団体において、犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・定着が重要ですが、後継者の育成が課題となっています。 また、支援従事者が支援に従事することにより犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受ける、いわゆる代理受傷の可能性にあります。	犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成、受傷対策 犯罪被害者等支援に従事する人材の確保・育成に向けて、民間支援団体と連携し、「支援員養成講座」等の実施について工夫します。 また、支援従事者の代理受傷を防止するため、カウンセリングなどの充実に努めます。

◇主な施策の実施状況

令和6年度の実施内容 ➤ 犯罪被害者支援員養成講座の実施 ・ 入門編（公開講座） 83名 千葉会場 7/14：31名、7/28：18名 船橋会場 7/21：34名、 ・ 初級編 9/6～10/15（7日間） 13名 ➤ ワンストップ支援センター支援員に対する研修（CVSにて実施） ・ 犯罪被害者等への配慮の在り方について（5/10） ・ 犯罪被害者支援と弁護士の活動（6/14） ・ こどもの性被害（9/13） ・ NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさとの活動（1/10） ➤ 県警被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象とし、代理受傷研修を実施	令和6年度の成果・課題 ➤ 養成講座（初級編）の受講者が低調。 （前年度比：▲12名） ➤ 県警やワンストップ支援センターにおいて、支援従事者を対象に、代理受傷防止に関する研修を含む支援研修を実施した。
	令和7年度以降の取り組むべき施策 ➤ 男性・外国人の被害者に配慮した講座内容を検討するなど、養成講座の内容の充実 ➤ 県警及び民間支援団体における支援従事者の研修、代理受傷防止対策の継続

3 計画に係る重点課題の実施状況

④大規模な事件・事故が発生した際の支援の実施

重点課題	重点的な取組
大規模な事件・事故が発生した際の支援の実施	緊急支援体制の整備
大規模な事件・事故が発生した場合、県警のみならず、行政、病院、弁護士会、検察庁等と連携して、犯罪被害者等の支援のための総合的な体制を構築する必要があります。	各関係機関の役割分担や情報共有に関する事など、緊急時の総合的な体制整備を図ります。

◇主な施策の実施状況

令和6年度の実施内容

- 「犯罪による被害者等に対する支援部会（構成員33団体、1/16開催）において、「大規模被害者支援事案発生時の緊急支援体制」について説明した。

【内容】

- ・ 大規模被害者支援事案発生時における緊急支援体制イメージ（案）
- ・ 大規模被害者支援事案発生時における緊急支援団体一覧（案）

令和6年度の成果・課題

- 前年度の意見聴取結果を踏まえた上で、緊急支援体制（案）について説明を行ったところ、構成員から理解を得た。
- 令和7年度から運用開始となった多機関ワンストップサービス体制との連携方法等について検討する必要がある。

令和7年度以降の取り組むべき施策

- 緊急支援体制構築に向けた取組の具体化

3 計画に係る重点課題の実施状況

⑤性犯罪・性暴力被害の潜在化防止・手厚い支援の実施

重点課題	重点的な取組
性犯罪・性暴力被害の潜在化防止・手厚い支援の実施	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の強化
性犯罪・性暴力被害については、誰にも相談できずに潜在化することも考えられるため、県警やワンストップ支援センターにおける相談窓口の周知や支援について強化する必要があります。	相談窓口に関する広報啓発について検討するとともに、女性だけではなく、外国人・障害者・男性・セクシャルマイノリティなど誰もが相談しやすい体制整備に努めます。

◇主な施策の実施状況

令和6年度の実施内容	令和6年度の成果・課題
➤ワンストップ支援センターへの事業費助成 令和6年度：予算額30,332千円、決算額25,381千円 (令和5年度：予算額28,513千円、決算額22,731千円) ➤広報・啓発 ・啓発物の作製・配布 リーフレット15,000部、ホットアイマスク4,000個、絆創膏・綿棒・あぶらとり紙セット3,200個 ・高校生向け出前講座の開催（9校、3,225名受講） ・啓発期間（若年層の性暴力被害予防月間、女性に対する暴力をなくす運動）におけるキャンペーン ➤千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会等の開催 協議会（3/4）、ケース会議（3/4） 医療従事者連絡会（3/17）	➤相談窓口の更なる周知を図る必要がある。 ➤人件費助成では、ワンストップ支援センター支援員の補助単価を増額した。 ➤医療費助成では、中絶費用を増額したほか、入院費を新たに対象とした。 ➤医療支援に協力いただく連携医療機関が1機関増加し、合計14機関となった。
	令和7年度以降の取り組むべき施策
	➤ワンストップ支援センターの体制強化支援 ○カウンセリング費用に係る医療支援の充実 ○コーディネーターの増員に係る支援

3 計画に係る重点課題の実施状況

⑥犯罪被害者等支援に関する効果的な広報・啓発の実施

重点課題	重点的な取組
犯罪被害者等支援に関する効果的な広報・啓発の実施 県政世論調査の結果にもあるように、犯罪被害者等支援は未だ県民に浸透しておらず、上記①～⑤の施策の実施にあたり、犯罪被害者等に対する県民の理解・関心を深め、犯罪被害者等を社会全体で支えていく意識を一層醸成する必要があります。	S N S等のツールを使った新たな広報啓発の検討 これまで実施してきている犯罪被害者週間の行事やポスター・リーフレットの作成等に加えて、幅広い層にも見てもらえるよう、S N S等も活用し、効果的な広報啓発について検討します。

◇主な施策の実施状況

令和6年度の実施内容 ➤相談機関の周知に係る啓発物作製・配布 リーフレット15,000部・ポスター1,120部 ➤「犯罪被害者週間」啓発キャンペーン等の実施 ・「千葉県民のつどい」の開催 12月1日 参加者：202名（千葉市生涯学習センター） ・生命のメッセージ展の実施（11/25～11/29） きぼーる、鎌ヶ谷市役所、千葉県庁、つどい会場 ・街頭キャンペーン 千葉そごう（11/12、15、21）	令和6年度の成果・課題 ➤リーフレット、ポスターについて、市町村や関連団体の他、県内高校や大学等に配布し、周知を図った。 ➤犯罪被害者週間における集中的な広報啓発を多方面に展開した。「千葉県民のつどい」については、県公式S N Sを活用して周知を図った。 令和7年度以降の取り組むべき施策 ➤「犯罪被害者週間」啓発キャンペーンの効果的な実施（県公式S N Sの活用した広報啓発を継続）
--	---